

箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの在り方と
運用方法に関する調査研究業務委託に伴う

一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成28年10月27日

本説明書は、箕面市子ども成長見守りシステム（以下「本システム」という。）構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務委託に伴う一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続き等を説明するものである。

1. 本業務の目的

本市では、子どもの貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、平成28年度に、乳幼児期から小中学校、高校まで切れ目なくサポートする専任組織として、子ども成長見守り室を発足させたところである。

今回、乳幼児期から小中学校、高校まで切れ目なく一人ひとりの子どもの支援を早期かつ効果的に行うため、各部局が把握している子どもの多様な情報を一元的に収集分析して、定期的に見守り判定を行う「本システム」を開発するとともに、「本システム」の運用の在り方について調査研究を行い、「本システム」を活用することで生じる社会保障費減少等の波及効果について推計を行うものである。

2. 入札に付する事項

本システム構築業務及びシステムの在り方と運用方法に関する調査研究業務は、以下の2業務を総括した業務であり、契約については2業務を個別に締結するものである。

入札方式は、総合評価落札方式による一般競争入札とし、競争入札の参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

(1) 本システム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務（以下「業務（1）」という。）

- ① 契約予定時期 平成28年11月
- ② 履行期間 契約の締結日から平成29年3月31日まで
※ ただし、本システムの稼働は、平成29年1月1日を予定している。
- ③ 業務内容 本システムを稼働させるための一切の作業、本業務に必要な全てのハードウェア・ソフトウェアの調達（平成28年度システム構築中のシステム保守の一切を含む）及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究を実施する一切の作業（仕様書（別紙1）に基づく業務）
- ④ 履行場所 市庁舎（箕面市西小路四丁目6番1号）等
- ⑤ 予定価格 予定価格は、金9,396,000円とする。（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）抜き）
- ⑥ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。

- ⑦ 本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。
- (2) 本システム保守業務（以下「業務（２）」という。）
 - ① 契約予定時期 平成２８年１１月
 - ② 履行期間 平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日まで
ただし、業務（１）の導入状況により箕面市教育委員会との協議のうえ履行期間を変更することがある。
 - ③ 業務内容 本システムの動作を保障するための一切の作業（仕様書（別紙１）に基づく業務）
 - ④ 履行場所 市庁舎（箕面市西小路四丁目６番１号）等
 - ⑤ 予定価格 予定価格は、金５，２７５，０００円とする。（消費税等抜き）
 - ⑥ 法、令その他関係法令に則ること。
 - ⑦ 本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

3. 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、本市により本業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- (1) 令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者(当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱(平成８年箕面市訓令第２号)に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (4) 本入札の公告日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成８年箕面市訓令第２号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和６２年９月１日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (7) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。

4. 入札事務の担当課

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階）

電話番号 072-724-6714

※ 入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

5. 入札の方法

(1) 入札書

入札者は、「入札書（様式1）」に業務（1）及び業務（2）に係る入札価格（消費税等抜き）の総額を記載の上、記名・押印し、「受託業務等内訳書（様式2）」に業務ごとの入札価格の内訳（消費税等抜き）を記載し、提出しなければならない。なお、受託業務等内訳書については、次のとおり記載しなければならない。

【業務（1）】

仕様書（別紙1）で示す業務に必要な経費を積算すること。

【業務（2）】

仕様書（別紙1）で示す業務に必要な経費を積算すること。

なお、経費は平成29年度から平成33年度に必要となる経費（消費税等抜き）をそれぞれ計上すること。

(2) 提案書

入札者は、入札価格以外の項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要事項を記載の上、必要箇所に記名・押印して提出しなければならない。

提案書は、別途示す様式により作成することとし、A4版にて作成するものとする。ただし、本編の総枚数は片面換算で40ページ程度までにまとめるよう努めること。なお、参考資料にページ数の制限は設けないが提案書本旨に関係性の低い過剰な資料は提出しないこと。また、本編だけで提案内容が伝わるよう、参考資料はあくまで本編の補足的内容にとどめること。

(3) 提案書関連書類

入札者は、提案書に必要な資料を添付しなければならない。

(4) 見積書

見積書については、下記の見積業務の見積書（様式20）を提出しなければならない。なお、見積金額は消費税等を抜いた額とする。

【見積業務（1）】 機器更新に伴うシステム及びデータ移行にかかる経費

本システムの本稼働から60カ月以降に予定している機器更新に伴い、本システム及び蓄積された各種データを新規導入機器に移行するために必要な

経費を見積もること。なお、機器及びミドルウェアの調達・設置に係る費用は含まないこと。作業内容は以下のとおりとする。

- ・更新後の機器への、本システムのインストール・設定
- ・更新後の機器への、本システムに格納されている業務データの移行
- ・その他、機器更新に伴って必要となるシステムの動作やデータの検証・調整一式

【見積業務（２）】 システム再更新に伴うデータ抽出に係る経費

本システムの本稼働から60カ月後に予定しているシステム再更新時に、入札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システムからデータを抽出し、再更新後のシステムで利用できるデータにする経費を見積もること。作業内容は以下のとおりとする。

- ・全件データを4回抽出する。
- ・テーブル一覧を提供する。
- ・テーブルレイアウトを提供する。
- ・コード表を提供する。
- ・Q & A対応を50件まで行う。

※ 別途、上記見積業務（１）及び見積業務（２）を発注する際は、今回提出される見積書（様式20）に記載の見積金額を上限とし、協議により契約金額を定めるものとする。なお、見積業務（２）については入札者がシステム再更新における契約者となった（5年後の入札等において、同じ事業者のシステムを採用することになった）場合は、当該経費は支払わないものとする。

（５）注意事項及び禁止事項

- ① 入札書（業務内訳書を含む。以下同じ。）及び提案書（添付書類を含む。以下同じ。）は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑でもって記名・押印し、提出しなければならない。
- ② 箕面市契約規則に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている入札者は、上記①の定めにかかわらず、使用登録印鑑でもって、又は、受任者の名称及び印鑑（使用登録印鑑を含む。）でもって入札することができる。
- ③ 入札者は、提出した入札書及び提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 入札書には、見積もった金額の100/108に相当する金額（消費税等抜き）を記載するものとし、受託業務等内訳書に記載する金額も同様とする。
- ⑤ 受託業務等内訳書において、業務（１）又は業務（２）の内訳金額のうち、いずれかの金額が予定価格を超える金額を記載した者は、落札者とししない。

6. 落札者の決定基準

落札者の決定にかかる基準は、次のとおりとする。

(1) 配点

入札金額に関する評価と入札金額以外の項目に関する評価を行い、入札金額に関する評価に100点を、入札金額以外の項目に関する評価に200点を配点する。

(2) 入札金額に関する評価

「落札者決定基準」(別紙2)に基づき点数化する。

(3) 入札金額以外の項目に関する評価

「落札者決定基準」(別紙2)に基づき点数化する。

(4) 特定提案等

特定提案等については、以下の特定テーマに係る提案内容について評価を実施する。

①本システムに組み込む見守り判定・分析方法の考え方・実現性を評価。

②本システムの在り方とその運用方法に対する具体的な考え方・実現性を評価。

③システムプログラムを容易かつ低廉に変更することができるかを評価。

(5) その他

提出された入札書及び提案書などにおいて、業務の履行内容その他市が必要と認める事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めるときがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

7. 落札者の決定方法

(1) 入札者の評価は、「6. 落札者の決定基準」に基づき、入札金額に関する評価の点数及び入札金額以外の項目に関する評価の点数の合計(以下「総合評価値」という。)により行う。

(2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者(以下「最も有利な入札者」という。)を落札の候補者とする。この場合において、最も有利な入札者が2者以上ある場合は、抽選により落札の候補者を決定する。

(3) 落札の候補者に、競争入札参加資格申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。

(4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者以外の者から最も有利な入札者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。

(5) 落札者の発表は、入札後1カ月を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。

(6) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

を加算した額とする。

8. 質問書に関する事項

- (1) 公告、入札説明書、仕様書その他関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式21）に必要事項を記載の上、メールで送信すること。
- (2) 質問書の提出期限：平成28年11月2日（水）正午まで（必着）
- (3) 送信先アドレス：mimamori@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務委託質問書（入札者名）」とすること。

9. 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）
 - ① 入札書（様式1）
 - ② 受託業務等内訳書（様式2）
 - ③ 提案書（様式3～20）及び適宜必要な資料
※ 入札書、提案書及び受託業務等内訳書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、必要箇所に押印して提出のこと。
- (2) 入札書等の提出場所
箕面市役所別館6階 契約検査室
- (3) 入札書等の提出日時
平成28年11月15日（火）午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書等の提出方法
下記の要領で作成し、必ず持参すること。
 - ① 入札書
入札書及び受託業務等内訳書を、封筒に密封し、封筒の表に入札者名及び件名「箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務委託入札書」と朱書して、1部提出する。
 - ② 提案書
ア 提案書（添付資料含む）は、紙媒体として正本1部、副本10部の計11部、電子媒体を1部提出する。
イ 紙媒体（正本・副本）・電子媒体とも、提出書類一覧チェックリスト（様式4）を参考に必要書類がすべて網羅されているかチェックし、様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイルに綴じ込み提出すること。
- (5) 入札書等の作成に要する経費は、入札者の負担とする。
- (6) 開札に立会を希望する場合は申し出ること。
開札予定日時 平成28年11月15日（火） 午後5時
開札予定場所 箕面市役所別館6階 入札室

- ① 開札立会参加申込書(様式24)に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
- ② 申込期限 平成28年11月11日(金)正午まで
- ③ 送信先アドレス mimamori@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「開札立会参加申込書(事業者名)」とすること。

10. 入札参加資格確認申請書の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書(様式22)
- (2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料
 - ① 登記簿謄本(法人)
 - ② 印鑑証明書 ※写し不可
 - ③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
 - ④ 事業税の納税証明書
 - ⑤ 市町村民税の納税証明書
 - ⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
 - ⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - ⑧ 業者カード・契約実績一覧表
 - ⑨ 電算入力票
 - ⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる場合
 - ⑪ 地方公共団体との本システムの導入・保守業務契約書の写し
 - ⑫ プライバシーマーク又はISMS(iso27001)を取得している場合は、その証拠書類
- (3) 有資格者名簿に登録されている者は、上記(2)の書類のうち、①から⑩は省略することができる。
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は、返却しない。
- (7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
- (8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

11. 入札にあたっての確認事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - ① 入札保証金 免除する。
 - ② 契約保証金 免除する。ただし、履行保証保険による保証をつけなければな

らない。この場合における保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。

(2) 契約書作成の要否

- ① 契約書は市の指定する様式（別添）とする。
- ② 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

(3) 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- ③ 入札価格を改ざん又は訂正した入札
- ④ 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- ⑤ 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- ⑥ 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑦ 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- ⑧ 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- ⑨ 委任状の提出のない代理人のした入札
- ⑩ 予定価格を超過した金額を記載した入札
- ⑪ 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしないものした入札
- ⑫ 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- ⑬ 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- ⑭ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(4) 入札説明書の交付

入札説明書（その他関係資料を含む）の交付は、市ホームページの掲載をもって行い、窓口での配布はしない。

12. 長期継続契約

本入札に付する業務のうち、業務（2）については箕面市長期継続契約に関する条例（平成21年箕面市条例第44号）に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は、業務（2）については平成29年4月1日から平成34年3月31日までとするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合等は、契約を変更又は解除することがある。

13. その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 業務(2)は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までを契約の履行期間とするが、以下の場合、契約を解除することがある。この場合において、受託者は、違約金、損害賠償金その他の費用(完了した業務に係る経費を除く)を請求することができないものとする。
 - ① 本システムの停止や誤作動などにより本市、関係機関又は住民等に影響を及ぼすような重要障害が発生した場合。
 - ② 維持経費の削減が見込めるなど、発注者が委託業務の効率性、効果の向上等のために本システムを更新する場合。